

2 業務継続に向けた取組の強化（R6.3.31まで経過措置期間）

(1) 感染症に係る業務継続計画(BCP)に記載すべき項目

- ◆ 平時からの備え(体制の構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ◆ 初動対応
- ◆ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者・関係機関との情報共有等)
※項目については、上記の他に、各事業所の実態に応じて設定することが可能

(2) 災害に係る業務継続計画(BCP)に記載すべき項目

- ◆ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ◆ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ◆ 他施設及び地域との連携
※想定される災害等が地域によって異なるため、その他の項目については、実態に応じて作成すること



《参考資料》

「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」及び業務継続計画の作成を支援するための研修動画

5

・感染症及び災害に係るそれぞれの業務継続計画について、厚生労働省のガイドラインや研修動画などを参考に、平常時と緊急時の対応や関係機関との連携体制などを盛り込んで作成してください。

・青森市ホームページからも厚生労働省の参考資料を確認できます。

ホーム > 福祉・健康 > 事業者のかたへ > 福祉・介護事業者 > 高齢福祉・介護サービス事業 > 事業者へのお知らせ・各種資料 > 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)

<https://www.city.aomori.aomori.jp/kaigo-hoken/jigyousya/bcp.html>